

1 計画の概要

(1) 計画の法的根拠

◎高齢者福祉計画
老人福祉法第20条の8「市町村老人福祉計画」

◎介護保険事業計画
介護保険法第117条「市町村介護保険事業計画」

※いずれも、法律により策定が求められている「法定計画」である
※上記2法において、両計画は「一体のものとして策定する」旨が定められている。

(2) 計画策定事項

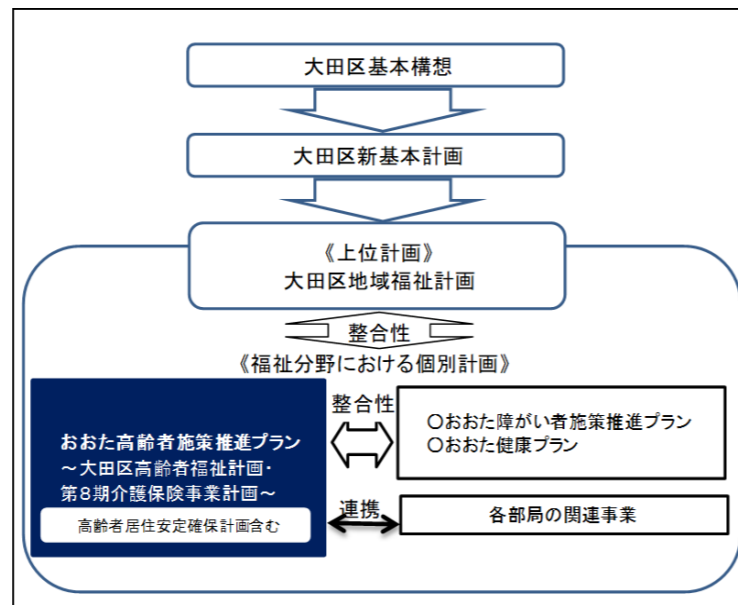
◎高齢者福祉計画
・介護保険事業以外の区の高齢者施策の方向性
・実施事業の体系

◎介護保険事業計画
・介護保険サービス・地域支援事業の供給見込量
・第1号保険料

(3) 計画期間

令和3年度（2021）～5年度（2023）

2 計画の位置づけ



6 計画体系案

○基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年（令和7年度）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。

○第8期（令和3年度～5年度）においては、第7期計画での目標や具体的な施策の達成・実施状況等を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの推進を図る。あわせて、現役世代が急減する2040年の高齢者人口や介護サービスのニーズを見据えながら、将来の地域共生社会の構築にむけ中長期的な視点ももちつつ策定することが求められる。



3 国の基本指針について

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

- 基本指針では、以下の事項について計画に定めることとされている。
- ・介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ・市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって 参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

4 第7期計画以降、必須記載とされた事項

○市町村が策定する介護保険事業計画については、以下について必ず記載することとされている。

【基本的記載事項】

- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標等

（自立支援・重度化防止、介護給付の適正化の取組・目標）

○第7期介護保険事業計画で新たに記載することとされた、市町村の自立支援・重度化防止の取組と目標については、各市町村において設定・実施されている内容を記載し、目標の達成状況に関する分析・評価を行うこと、その評価結果を公表、都道府県に報告するとされた。

5 スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国		(国)基本指針案の提示		法令審査等		基本指針告示					
推進会議		●第1回【書面会議】 ・実態調査結果報告 ・計画概要		●第2回 ・国指針案の報告 ・基本目標、計画体系図		●第3回 ・計画事業案	●第4回 ・計画書素案			●第5回 ・計画書案提示	
策定作業		●各種推計作業 ●書面会議意見集約		●素案とりまとめ			●パブリックコメント ●区民説明会	●介護保険条例改正作業 ●保険料案決定		●区長決定 ●納品	

計画策定にあたり、事業見直しの考え方

- 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う、今後の区政運営を見据えた事務事業の見直しの考え方をふまえ、全事務事業の必要性を今一度確認・検討し、継続・縮小・廃止の判断をする
- 新規事業や事業の組み換え等の実施にあたっては、特定財源の確保やコスト削減の意識をもち、真に現在・未来の大田区に必要な事業の構築・再構成に取り組む